

令和7年5月7日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、4月3日付け（同月4日受付）司法行政文書の開示に関する苦情の申出書に記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

外国送達サブガイド（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、3月27日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 最高裁判所は、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したが、本件開示申出文書に該当するような文書は存在しなかった。
- (2) これに対し、苦情申出人は、東京地方裁判所の民事部ガイドブックに最高裁判所事務総局民事局作成の文書として民事事件に関する国際司法共助手続マニュアル及び本件開示申出文書の記載があることから、最高裁判所に本件開示申出文書は存在していると主張し、それを裏付ける資料として上記ガイドブックの抜粋（以下「本件資料」という。）を提出する。

しかしながら、最高裁判所が本件開示申出文書を作成したことはなく、本件資料上も、「最高裁判所事務総局民事局作成の」は、直後の「民事事件に関す

る国際司法共助手続マニュアル」のみを修飾するものと解釈することも十分に可能であり、本件資料上の記載をもって本件開示申出文書が最高裁判所に存在するということはできない。なお、最高裁判所は本件開示申出文書を取得もしていない。

したがって、本件開示申出文書を作成又は取得していないとして不開示とした原判断に不合理な点はない。

(3) よって、原判断は相当である。